

東隈浄水場施設改良事業

実施方針

平成23年10月

春日那珂川水道企業団

目 次

はじめに	1
1. 本事業の概要	1
1.1 事業内容に関する事項	1
(1) 事業名称	1
(2) 事業の対象となる公共施設等の種類	1
(3) 公共施設等の管理者の名称	1
(4) 事業の目的	1
(5) 対象施設	1
(6) 対象業務の概要	3
(7) 事業方式	4
(8) 事業期間	4
(9) 事業スケジュール	4
(10) 遵守すべき関係法令等	5
2. 事業者の募集及び選定に関する事項	5
2.1 事業者の選定に関する事項	5
(1) 事業者を求めるもの	5
(2) 事業者の選定方法	5
(3) 委員会の設置	5
2.2 入札参加資格に関する事項	5
(1) 応募者の構成等	5
(2) 応募者の入札参加資格要件	6
(3) 入札参加資格確認基準日	8
2.3 入札保証金	8
2.4 事業者選定のスケジュール等	8
(1) 事業者選定のスケジュール	8
(2) 実施方針に関する説明会等	9
3. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	10
3.1 事業契約に関する基本的な考え方	10
3.2 本事業で予想されるリスクとリスク分担の基本的な考え方	10
(1) リスク分担の基本的な考え方	10
(2) 本事業で予想されるリスク	11
3.3 対象業務におけるサービスの水準	11
4. 対象施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	11
4.1 施設の立地条件	11

(1) 対象施設の住所	11
(2) 建設用地の敷地面積	11
(3) 建設用地の制限等	12
4.2 施設の規模等	12
4.3 土地の使用に関する事項	13
4.4 施設の改良要件等	14
5. 契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	14
6. 本事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	14
6.1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	14
6.2 その他の事由により事業の継続が困難となった場合.....	14
7. その他事業の実施に関し必要な事項	14
7.1 債務負担行為	14
7.2 本事業に係る情報の提供方法	14
7.3 実施方針の変更	14
7.4 入札の中止等	14
7.5 落札者を選定しない場合	15
7.6 応募に当たっての費用の負担	15
7.7 提出書類への取扱い	15
(1) 著作権	15
(2) 提出書類の返却	15
(3) 特許権等	15
7.8 環境への配慮	15
7.9 本事業に係るアドバイザー	15
7.10 本事業に関する問合せ先	15
様式 1 実施方針に関する質問書	17
様式 2 実施方針に関する意見書	18
様式 3 実施方針説明会・現地見学会 申込書	19
別紙 1 東隈浄水場系統施設位置図	
別紙 2 東隈浄水場現況配管平面図	
別紙 3 東隈浄水場現況フローシート	
別紙 4 東隈浄水場現況水位高低図	
別紙 5 東隈浄水場新設用地及び主な撤去対象施設位置図	
別紙 6 太陽電池アレイ設置想定図	
別紙 7 東隈浄水場現況施設諸元	

はじめに

春日那珂川水道企業団（以下「当企業団」という。）は、東隈浄水場施設改良事業（以下「本事業」）という。）をDB方式（Design Build）により実施することを予定している。なお、DB方式とは、民間事業者（以下「事業者」という。）に設計及び施工を一括して委ねるものである。

本事業では、膜ろ過方式を採用することから、事業者が有する膜ろ過及び関連技術を活用することでコスト縮減が図れること、また、設計内容を熟知した施工を行うことにより、施工の高精度かつ高品質が期待でき、設計及び施工の責任所在も明確になる利点があるためDB方式を採用した。

本事業に関し、本事業を実施する事業者の選定を行うに当たって、本事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定めたので、次のとおり公表する。

1. 本事業の概要

1.1 事業内容に関する事項

（1）事業名称

東隈浄水場施設改良事業

（2）事業の対象となる公共施設等の種類

東隈浄水場（東隈第1・2・3・4・7・8・9号井含む）及び場外系施設（東隈第5・6号井、井尻第1・2号井、山田第1・2号井、安徳第1・2号井、天神山配水池、後野配水池、王塚台配水池（旧炭焼配水池）、上白水配水池（旧西ヶ浦配水池）、（仮称）星見ヶ丘配水池（旧春日フォレストシティ配水池）（別紙1参照）

（3）公共施設等の管理者の名称

春日那珂川水道企業団 企業長 川原康義

（4）事業の目的

東隈浄水場には旧系と新系の2系統（別紙2～4参照）があり、旧系については特に老朽化が著しく施設更新が必要になっている。また、新系についても施設の経年化が進んでいる。（別紙7参照）そこで、本事業は、東隈浄水場の浄水施設を膜ろ過方式により更新整備するとともに既設構造物について耐震性の強化を図るものである。第5次拡張事業計画における東隈浄水場の計画浄水量は37,250m³/日であり、内訳は旧系が19,250m³/日、新系が18,000m³/日である。しかし、近年、給水量の実績は当初の予測との差異が生じている。そこで、本事業の実施に際して水需要量の見直しを行い、その結果を踏まえ東隈浄水場の施設規模の検討を行った。その結果、東隈浄水場の施設整備は、計画1日最大給水量を21,900m³/日、非常時最大給水量を25,000m³/日とし、浄水施設の全体を膜ろ過方式で行うものとする。

（5）対象施設

本事業の対象施設には新設対象、既設施設と撤去対象（別紙5参照）があり、概要を表1-1に示す。撤去対象として記載がないものでも、本事業に関する事業者提案に基づく施設整備に関連し不要となる部分については撤去を行うものとする。

浄水処理については膜ろ過方式を基本とし、活性炭処理（粉末活性炭）、除マンガン処理を行うものとする。

表－１ 対象施設の概要

対象施設等		概 要
計画浄水量		東限浄水場の計画 1 日最大給水量は 21,900m ³ /日とし、計画浄水量はこれに浄水ロスを加えたものとする。また、非常時最大給水量は 25,000m ³ /日とし、非常時最大浄水量はこれに浄水ロスを加えたものとする。
新設施設	導水施設	既設導水管から着水井へ導水するための導水管。事業者提案の施設計画で必要な場合にはポンプ設備等を含むものとする。
	着水井	表流水と地下水を混合し、原水水質の安定化を図る施設とする。
	粉末活性炭接触設備	粉末活性炭処理に必要な接触池、活性炭の貯蔵設備、注入設備。 粉末活性炭はドライ炭とする。
	膜ろ過設備	膜ろ過に必要な前処理設備、膜ろ過設備、膜洗浄設備とする。
	除マンガン設備	マンガン砂接触ろ過に必要な設備とする。
	排水処理施設	新設する膜ろ過設備等の洗浄排水及び既設 2 号薬品沈澱池の排泥を貯留及び汚泥の濃縮に必要な排水・排泥池、濃縮槽、機械脱水機とする。
	脱水機棟	脱水機 1 基、附帯施設及び設備設置するための建屋とする。
	薬品注入設備	浄水処理及び排水処理に必要な全ての薬品注入設備（pH 調整用の酸剤及びアルカリ剤含む）とする。
	電気計装設備	既設（撤去施設は除く）及び新設の浄水、排水処理に必要な受変電設備、電気設備、計装設備、自家発電設備とする。東限浄水場場外系の遠方監視制御設備を含む。
	太陽光発電設備	別紙 6 に示す既設用地及び新設用地に太陽光発電設備を設置する。太陽電池アレイの配置については設計段階で当企業団と調整を行い、当企業団の承諾を得ること。
	場内配管	本施設の整備に必要な配管とする。
	管理棟	膜ろ過設備室、管理室及び事務室等を一体とした管理棟とする。
附帯施設等	場内整備の範囲は、新規用地は全て、既設用地周囲のフェンス設置、施設取壊し部分及び工事部分とし、他は事業者提案とする。	
既設施設	既設 2 号薬品沈澱池	膜の前処理施設として既設 2 号薬品沈澱池を常時利用することとする。この場合、汚泥掻寄機、排泥設備の整備を行い、排泥は新設する排水処理施設で処理可能とすること。排水処理施設を新設するまでは既設排水処理施設で処理可能とする。構造物は耐震診断による耐震補強を行う。また、既設 2 号薬品沈澱池を使用しない通水が可能ないようにバイパス管を設置する。池内の防水防食及び外壁の塗装は全面改修を行う。

	既設 4、5号浄水池及び送水ポンプ室	耐震診断を実施し耐震補強を行う。また、浄水池内の防水防食及び外壁の塗装は全面改修を行う。
	既設送水ポンプ設備	次の送水ポンプ設備及びポンプ設備に関する電気設備の更新を行う。更新した設備は撤去する。王塚台・天神山配水池送水ポンプ 4.7m ³ /分×揚程 55m×75kW×2 台、10.0m ³ /分×揚程 55m×132kW×1 台
撤去施設	天日乾燥床	天日乾燥床 4 床及びそれに附帯する施設、機械・電気設備、配管・配線、弁類、弁室等。
	1号、2号浄水池	既設1号、2号浄水池及びそれに附帯する施設、機械・電気設備、配管・配線、弁類、弁室等。
	発電機室	既設発電機室及びそれに附帯する施設、機械・電気設備、配管・配線、弁類、弁室等。
	沈澱タンク	旧系の鋼製沈澱タンク 5 基及びそれに附帯する施設、機械・電気設備、配管・配線、弁類、弁室等。
	1号薬品沈澱池	旧系の薬品沈澱池 2 池及びそれに附帯する施設、機械・電気設備、配管・配線、弁類、弁室等。
	急速ろ過機	旧系の鋼製ろ過タンク 5 基及びそれに附帯する施設、機械・電気設備、配管・配線、弁類、弁室等。
	排泥池	排泥池 2 池及びそれに附帯する施設、機械・電気設備、配管・配線、弁類、弁室等。
	濃縮槽	濃縮槽 1 槽、汚泥引抜ポンプ室及びそれに附帯する施設、機械・電気設備、配管・配線、弁類、弁室等。
	管理棟	既設管理棟及び棟内の電気設備、機械設備、それに附帯する施設、配管・配線、弁類、弁室等。
	薬品注入設備	既設の機器及び貯槽、及びそれに附帯する施設、配管・配線、弁類、弁室等。
	場内配管	施設整備に支障となる既設配管、弁類、流量計、弁室、流量計室。
	受変電設備	既設の受変電設備及びそれに附帯する施設、機械・電気設備、配管・配線、弁類、弁室等。

(6) 対象業務の概要

本事業の対象業務（「本業務」という。）を表-2に示す。事業者は、本事業に係る設計及び施工を一体の事業として実施する。

表－２ 本業務の概要

対象業務		概 要
事前調査	周辺環境調査	騒音及び振動、臭気、車両交通、家屋調査、周辺通行者状況、土壌汚染（資料の収集整理）、日照、地下水。
	測量調査	町道の付け替えに伴う測量、現況施設高及び水位の確認、浄水場外周の境界確定測量。
	地質調査	事業者提案の施設配置に伴い必要となる追加調査。
	試掘調査	工事に影響が考えられる埋設物位置確認のための調査。
	電波障害調査	構造物によるテレビ受信障害調査報告書の提出等。
	耐震診断	既設 2 号薬品沈澱池、既設 4、5 号浄水池、既設送水ポンプ室。
	運 転 管 理 マ ニュアル作成	浄水場改良整備後の施設の運転管理マニュアルの作成。
	設備台帳作成	東限浄水場設備及び場外の関連設備についてソフトを使った設備台帳の作成。
	説明会等補助	住民説明会等の資料の作成及び説明会への出席、その他必要な補助。
設計	基本	当企業団の承諾を受けるため、対象施設に関する提案内容を具体化した図書を作成。
	詳細	当企業団で承諾された基本設計内容をもとにした詳細設計。
	本事業に関わる各種申請書類等の補助	設計及び施工に必要な各種申請書類の作成、関係機関との協議。 （国庫補助申請等の補助業務を含む）
工事	新設施設の建設工事	整備対象施設（新設）の土木及び建築施設、機械及び電気設備の工事。
	既設施設の整備工事	整備対象施設（既設）の土木及び建築施設、機械及び電気設備の工事。
	撤去施設の撤去工事	撤去対象施設の土木及び建築施設、機械及び電気設備の取壊し及び処分。

(7) 事業方式

本事業は、東限浄水場における施設の設計及び施工を一括して委託するDB方式とする。

(8) 事業期間

本事業は、契約締結の日から平成 30 年 3 月までを事業期間とする。

(9) 事業スケジュール

事業のスケジュールは、以下のとおり予定している。

(7) 契約の締結 平成 24 年 9 月

(1) 設計・施工期間 平成 24 年 10 月～平成 30 年 3 月

- ・主に設計の期間 平成 24 年 10 月～平成 25 年 9 月
- ・主に更新工事の期間 平成 25 年 10 月～平成 29 年 3 月
- ・主に撤去工事の期間 平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月

(10) 遵守すべき関係法令等

事業者は、本事業を実施するに当たり必要とされる関係法令（法律、政令、省令、条例、規則、規程及びガイドライン等を含む）を遵守するものとする。

2. 事業者の募集及び選定に関する事項

2.1 事業者の選定に関する事項

(1) 事業者を求めるもの

本事業は、民間の経営能力及び技術的能力に期待し、東隈浄水場における施設の設計及び施工を一括して委託するDB方式とするものである。事業者には、効率的かつ効果的な浄水場施設の設計及び施工を期待している。

(2) 事業者の選定方法

本事業における事業者の募集及び落札者の選定については、競争性及び透明性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2）により行うものとする。

なお、本事業の入札手続きは、以下のとおり実施することを予定している。詳細は、入札説明書等において公表する。

ア 入札参加資格確認

入札参加資格の確認として、当企業団の入札参加資格有資格者であることや一定の実績を有することなどの形式面の確認を行う。

イ 提案内容の審査

上記アにおいて本事業を実施するために必要な資格を有すると確認された応募者から、具体的な業務の実施方法や請負金額等について提案を受け、これらの提案内容を総合的に評価した上で、落札者を決定する。なお、提案内容の審査は、書面での提出を受けるほか、ヒアリングを通じて行う。（ヒアリングの詳細は入札説明書において示す。）

(3) 委員会の設置

当企業団は、事業者の選定に際して、学識経験者等により構成される「東隈浄水場施設改良事業審査委員会」（以下「当委員会」という。）を設置する。

当委員会は、応募者の提案内容の評価を行い、優秀提案者を選定する。当企業団は、当委員会の選定結果をもとに落札者を決定する。

なお、委員会の委員（以下「委員」という。）は、入札説明書等に示す。

2.2 入札参加資格に関する事項

(1) 応募者の構成等

応募者の構成等は次のとおりとする。

- ア 応募者は、単独企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業等により構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。
- イ 応募グループを構成する企業数の上限は任意とするが、本事業の実施に関して各々の構成員が適切な役割を担う必要がある。応募グループは構成員の中から代表企業1社を定め、代表企業が入札参加資格の申請及び入札手続きを行う。
- ウ 応募グループは、本施設の設計を行う企業（設計企業）、本施設の建設及び撤去を行う企業（建設企業）を含む企業により構成されることを基本とする。
- エ 応募グループは、参加表明書及び入札参加資格確認申請書の提出時に、代表企業及びその他の構成員（設計企業及び建設企業）の企業名及び携わる業務について明らかにするものとする。
- オ 代表企業の変更は認めない。
- カ 入札参加資格確認のための申請書類（以下「入札参加資格確認申請書」という。）の提出後、参加の意思を表明した応募者の構成員の変更は、原則として認めない。ただし、(3)イに該当する場合に限り、構成員の変更を認めるものとする。
- キ 応募企業及び応募者グループの構成員は、他の応募者グループの構成員となることはできない。
- ク 本施設の工事を行う企業は、本施設の工事を行う目的で共同企業体（以下「建設JV」という）を結成するものとする。（ただし、下記に掲げる(2)イに定める要件を満たし、本施設の工事を1社で行い得る場合は建設JVを結成する必要はない。）

(2) 応募者の入札参加資格要件

ア 共通の資格要件

- (ア) 「春日那珂川水道企業団指名停止取扱要綱」に基づく一般競争入札参加停止及び指名停止措置を受けていない者であること。
- (イ) 次の法律の規定による申立又は通告がなされていない者であること。
 - a 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条及び改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更正手続開始の申立（ただし、更正手続開始の決定を受けている場合を除く。）
 - b 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立（ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
- (ウ) 消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。
- (エ) 春日市及び那珂川町に未納の税額がないこと。
- (オ) 本事業のアドバイザー業務に関わっている法人又はその関連会社
本事業のアドバイザー業務受託者及び受託者の関係会社（受託者の発行済み株式総数の20%以上の株式を有し、又はその出資の20%以上の出資をしているか、若しくは受託者の代表権を有する役員を兼ねている企業等）は、本事業の事業者選定に係る応募企業、応募企業グループの一員となることはできない。
- (カ) 本事業の審査委員の所属する企業又はその企業の子会社又は親会社であるもの以外の者

であること。

イ 各業務の実施企業の資格要件

入札参加者の企業には、本施設の設計及び施工の各業務を行うものとして、以下の(ア)～(イ)の各項の要件を区分に応じ全て満たすこと。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることができる。

(ア) 設計企業

設計企業は、次の要件を満たすこと。

- ・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ・ 平成 22、23 年度春日那珂川水道企業団競争入札有資格者名簿（コンサルタント関係）に登録されていること。
- ・ 平成 24、25 年度春日那珂川水道企業団競争入札有資格者名簿（コンサルタント関係）に登録されていること。（指名願の受付開始は平成 24 年 1 月末頃の予定）
- ・ 技術士（上下水道部門の上水道及び工業用水道の資格を有する者で、技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に定めるものをいう。）が 1 名以上在籍していること。
- ・ 国内において、日量 1 万 m³ 以上（公称能力）の浄水能力を有する浄水場（上水道）及び日量 1 千 m³ 以上（公称能力）の浄水能力を有する膜ろ過施設の設計実績を有すること。

(イ) 建設企業

建設企業（機械器具設置工事企業、電気工事企業及び土木建築工事企業）は、次の要件を満たすこと。

- ・ 機械器具設置工事企業は、水道技術研究センターの浄水設備等認定において、膜ろ過装置の技術認定を有すること。また、国内において、日量 1 千 m³ 以上（公称能力）の浄水能力を有する浄水場（上水道）における膜ろ過装置の設置実績があること。
- ・ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、土木建築工事企業は土木一式工事及び建築一式工事、機械器具設置工事企業は機械器具設置工事及び水道施設工事、電気工事企業は電気工事につき特定建設業の許可を受けていること。
また、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも 1 社がその要件を満たすこと。
- ・ 平成 22、23 年度春日那珂川水道企業団競争入札有資格者名簿（工事関係）に登録されていること。
- ・ 平成 24、25 年度春日那珂川水道企業団競争入札有資格者名簿（工事関係）に登録されていること。（指名願の受付開始は平成 24 年 1 月末頃の予定）
- ・ 参加表明書の提出期限日において、建設業法に規定する総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）【最新のもの】の総合評定値（P 点）が水道施設工事について 1,000 点以上、土木一式工事について 1,000 点以上、建築一式工事について 1,000 点以上、電気工事について 1,000 点以上及び機械器具設置工事について 1,000 点以上であること。また、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも 1 社がその要件を満たすこと。

(3) 入札参加資格確認基準日

- ア 入札参加資格確認基準日は、入札参加資格確認申請書の提出期限の最終日とする。
- イ 入札参加資格確定基準日の翌日から入札書類の提出までの間、応募者の構成員が(2)の入札参加資格を欠くに至った場合、当該応募者は入札に参加することができない。ただし、入札参加資格審査を経た上で、(2)の入札資格要件に該当する構成員と変更し入札に参加することを認めるものとする。
- ウ 入札書類の提出の翌日から落札者決定日までの間、応募者の構成員が(2)の入札参加資格を欠くに至った場合、当企業団は当該応募者を落札者決定の審査対象から除外する。

2.3 入札保証金

入札保証金は免除する。

2.4 事業者選定のスケジュール等

(1) 事業者選定のスケジュール

事業者選定に当たってのスケジュールは、表-3に示すとおり予定している。

表-3 事業者選定のスケジュール

実施事項	日程
実施方針の公表	平成23年10月7日(金)
実施方針に関する質問、意見の受付開始	平成23年10月7日(金)
実施方針に関する説明会の実施	平成23年10月18日(火)
現地見学会の実施	平成23年10月18日(火)
実施方針に関する質問、意見の受付締切	平成23年10月25日(火)
実施方針に関する質問に対する回答の公表	平成23年11月15日(火)
入札公告・入札説明書等の公表	平成23年11月下旬
入札説明書等に関する質問の受付開始	平成23年11月下旬
入札説明書等に関する説明会の実施	平成23年12月上旬
現地見学会の実施	平成23年12月上旬
入札説明書等に関する第1回質問の受付締切	平成23年12月中旬
入札説明書等に関する第1回質問に対する回答の公表	平成24年1月下旬
入札説明書等に関する第2回質問の受付締切	平成24年1月下旬
入札説明書等に関する第2回質問に対する回答の公表	平成24年3月上旬
参加表明書及び入札参加資格確認申請書の受付	平成24年3月上旬
入札参加資格確認結果の通知	平成24年3月中旬

入札書類の受付	平成 24 年 5 月中旬
落札者決定・公表	平成 24 年 8 月下旬
落札者との契約の締結	平成 24 年 9 月下旬

(2) 実施方針に関する説明会等

本事業に応募しようとする事業者等に対して実施方針に関する説明会を開催し、事業に係る情報を提供するとともに、当企業団の考え方等を提示する。説明会に出席する場合は、事前登録を行う。

ア 説明会

(ア) 開催日時

平成 23 年 10 月 18 日（火）10 時 30 分から

(イ) 開催場所

春日那珂川水道企業団庁舎

(ウ) 事前登録

申込書（様式 3）に必要事項を記入の上、後記 7.10「本事業に関する問い合わせ先」のメールアドレス宛に申し込むこと。事前登録期間は平成 23 年 10 月 11 日（火）から 10 月 14 日（金）午後 5 時までとする。なお、参加者は 1 社当たり 3 名までとする。

(エ) 注意事項

説明会で実施方針は配布しない。また、本説明会では質疑応答の機会を設けない。

イ 現地見学会

(ア) 開催日時

平成 23 年 10 月 18 日（火）13 時 30 分から

参加者は、説明会申込みと同時に現地見学会の事前登録をすること。なお、参加者は 1 社当たり 3 名までとする。

(イ) 開催場所

下記のとおりとする。

東隈浄水場（筑紫郡那珂川町東隈 1 丁目 10-1）

(ウ) 注意事項

当企業団職員による現地案内は行なうが、本見学会では質疑応答の機会を設けない。参加者は ID ストラップ等を着用すること。

ウ 実施方針に関する質問受付及び回答公表

実施方針に関する質疑応答は以下の要領により行う。

(ア) 実施方針に関する質問受付

a 受付期間

平成 23 年 10 月 7 日（金）から平成 23 年 10 月 25 日（火）午後 5 時まで

b 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、実施方針に関する質問書（様式 1）に記入の上、電子メールで提出のこと。その際の着信確認は送信者の責任において行う。

なお、ファイル形式は Microsoft Excel 又はそれと互換性のある形式とし、PDF 等は不可とする。

あて名は、後記 7.10「本事業に関する問合せ先」のとおりである。

(イ) 回答の公表

平成 23 年 11 月 15 日（火）予定

実施方針に関する質問に対する回答は、本事業に係る当企業団のホームページを通じて行うものとする。なお、回答に当たっては質問者を匿名化する。

当企業団ホームページ

【URL: <http://www.kasuga-nakagawa-suido.or.jp>】

エ 実施方針に関する意見の受付

実施方針に関する意見を以下の要領により受け付ける。

(ア) 実施方針に関する意見の受付

a 受付期間

平成 23 年 10 月 7 日（金）から平成 23 年 10 月 25 日（火）午後 5 時まで

b 提出方法

実施方針に関する意見がある場合は、その内容を簡潔にまとめ、実施方針に関する意見書（様式 2）に記入の上、電子メールで提出のこと。その際の着信確認は送信者の責任において行う。

なお、ファイル形式は Microsoft Excel 又はそれと互換性のある形式とし、PDF 等は不可とする。

あて名は、後記 7.10「本事業に関する問合せ先」のとおりである。

(イ) 公表

提出された意見は、原則として公表しない。

3. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

3.1 事業契約に関する基本的な考え方

当企業団は、施設の施工を行うために結成する建設 J V（ただし、2.2(2)に示す要件を 1 社で満たす場合は、建設 J V を結成する必要はない。）と本事業にかかる設計及び建設工事請負契約（以下「本契約」という）を締結する。

なお、落札者決定日の翌日から契約締結日までの間、落札者の構成員が入札参加資格を欠くに至った場合、当企業団は事業者と契約を締結しない場合がある。

3.2 本事業で予想されるリスクとリスク分担の基本的な考え方

(1) リスク分担の基本的な考え方

本事業においては、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 12 年総理府公示第 11 号）に示された「想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担す

る。」との考えに基づきリスクを分担する。リスクを最もよく管理することができる者とは、業務を担う当事者であると考えられることから、当企業団が行う業務に係るリスクは当企業団が負担し、事業者が担う業務に係るリスクは事業者が負担することを原則とする。ただし、不可抗力などの当事者の責に帰すことのできないリスクについては、この限りでない。

(2) 本事業で予想されるリスク

本事業で予想されるリスクについて、原則として入札公告時に公表する入札説明書に添付する設計及び建設工事請負契約書（案）（以下「本契約書（案）」という）に規定する。

3.3 対象業務におけるサービスの水準

事業者は、事業期間中当企業団が満足する内容のサービスを提供することが求められる。浄水の水質及び本事業の対象となる施設に要求する性能は、今後公表する入札説明書等において示すものとする。

4. 対象施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

4.1 施設の立地条件

(1) 対象施設の住所

対象施設の住所を表－4に示す。

表－4 対象施設の住所

施 設		住 所
東隈浄水場	既設用地	筑紫郡那珂川町東隈1丁目255-5外
	新設用地	筑紫郡那珂川町東隈1丁目221番3・11・12、222番1、223番1・5、232番1、233番1・2、234番2、235番
東隈第5号井	太陽電池アレイ設置予備地	那珂川町西隈1丁目115-1
東隈第6号井		那珂川町西隈1丁目115-1
井尻第1号井		那珂川町大字別所510-1
井尻第2号井		那珂川町大字別所544-1
山田第1号井		那珂川町大字山田1344-1
山田第2号井		那珂川町大字山田1344-1
安徳第1号井		那珂川町大字安徳879-4
安徳第2号井		那珂川町大字安徳879-4
天神山配水池		春日市天神山5丁目56
王塚台配水池		那珂川町王塚台3丁目9
上白水配水池		春日市大字上白水字西浦1309-64
(仮称) 星見ヶ丘配水池		春日市大字下白水207-110

(2) 建設用地の敷地面積

東隈浄水場 既設用地 23,714 m² (一部土地の交換を行う予定)
 新設用地 6,461 m²

太陽電池アレイ設置予備地 9,417 m² (道路含む)

(3) 建設用地の制限等

東隈浄水場の建設用地の制限等を表-5に示す。

表-5 東隈浄水場の建設用地の制限等

項目	内容
建設用地の制限等	都市計画による制限 区域区分：市街化調整区域 防火・準防火地域：指定なし 高度地区（最高限）：指定なし 建ぺい率：60% 容積率：200%
	建築及び造成等に関する制限 日影規制：指定なし 建築物の高さの限度：指定なし 外壁後退：指定なし
騒音規制	第2種区域 朝(6時～8時)50dB以下、昼間(8時～19時)60dB以下 夕(19時～22時)50dB以下、夜間(22時～6時)50dB以下
土質の状況	入札説明書等で公表する。
排水	那珂川町の公共下水道に排水する。
埋蔵文化財	新設用地において埋蔵文化財が確認されており、平成24年度に当企業団で調査を行う予定である。(別紙5)事業者が行う事前調査等の実施に際しては埋蔵文化財調査との調整を行うこと。
その他	開発申請は不要。「建築及び造成等に関する制限」はないが、基準値にとらわれることなく、近隣地区への影響を低減するため、良好な環境づくりに配慮した条件設定に努めることを期待する。

4.2 施設の規模等

新設施設の規模等は、表-6に示すとおり予定している。

表-6 新設施設の規模等

対象施設等	概要
計画浄水量	東隈浄水場の計画1日最大給水量は21,900m ³ /日とし、計画浄水量はこれに浄水ロスを加えたものとする。また、非常時最大給水量は25,000m ³ /日とし、非常時最大浄水量はこれに浄水ロスを加えたものとする。

導水施設	表流水及び地下水の取水能力に影響が生じない導水管の分岐、布設ルート、着水井の接続に配慮する。
着水井	計画浄水量時に 5 分以上の滞留時間を確保し、池数は 2 池とする。表流水及び地下水の均一な混合が可能なものとする。
粉末活性炭接触設備	粉末活性炭接触池は非常時最大浄水量時に 1 池で 20 分以上の接触時間（配管内の接触時間は含まない）を確保すること。2 池とする。粉末活性炭が沈降しないように十分な接触が可能なものとする。
膜ろ過設備	膜ろ過設備は予備を設ける必要はないが、複数系統化し 1 系統休止時でも非常時最大浄水量の処理が可能とする。
除マンガン設備	除マンガン設備は予備を設ける。
排水処理施設	排水・排泥池 2 池、濃縮槽 2 池、脱水機 1 基を新設する。脱水機の能力は東限浄水場の最大発生汚泥量及び原町浄水場から搬入する最大汚泥量に対応したものとする。形式は無薬注電動締付短時間型加圧脱水機とする。
脱水機棟	脱水機 1 基、付帯施設及び設備設置するための建屋とする。既設の脱水機及び脱水機棟は現状のまま使用する。また、将来脱水機棟を 1 棟増設する計画であるため新設脱水機棟の横に増設スペースを確保すること。
薬品注入設備	粉末活性炭はドライ炭とし自動注入が可能な設備とする。膜処理、マンガン処理、消毒に必要な設備を設置する。滅菌用次亜の注入点は浄水池流入前及び流出後（送水系統別）の 2 点とする。
電気計装設備	取水、浄水、送水施設はそれに対応した非常時最大浄水量での運転が可能な規模とする。また、自家発電設備は燃料の補充なしに 12 時間以上の運転が可能なものとする。
太陽光発電設備	最大発電出力は 500kW 以上とする。太陽光発電設備の設置は平成 28～29 年度を予定している。設置時には提案したモジュール面積は確保し設置工事時点での発電効率の向上を考慮し最大発電出力を見直すこと。工事費用は変更しない。
場内配管	主要な場内配管はダクタイル鋳鉄管（NS 形）とする。場内配管と構造物の間には鋳鉄製の伸縮可とう管を設置する。室内配管はダクタイル鋳鉄管又は鋼管とする。
管理棟	膜ろ過設備室、中央監視室、電気室、受変電設備室、水質計器室、水質分析室、自家発電設備室、薬品貯蔵室・薬品注入機室、多目的ルーム、多目的ホール、事務室、更衣室、休憩室、宿直室、給湯室、シャワー室、トイレ（男女）、書庫・倉庫等
附帯施設等	正門は新規用地に設ける。新規用地及び既設用地周囲のフェンス。新規用地及び取り壊し既設の跡地。既設部分で掘削等を行った場合は原状以上の状態に復旧を行う。

4.3 土地の使用に関する事項

東限浄水場の敷地は当企業団の所有地であるが、本事業の実施に必要な範囲において事業者は当企業団の許可を得て、土地を無償で使用できるものとする。

4.4 施設の改良要件等

新設施設及び構造に係る要件等の詳細については、今後公表する入札説明書等において示すものとする。

5. 契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

本契約及び本契約に付帯する事業計画の解釈について疑義が生じた場合、当企業団と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は契約に規定する具体的措置に従うものとする。また、本契約及び本契約に付帯する事業計画に関する紛争については、福岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6. 本事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

6.1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

当企業団は、事業者に対して修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出及び実施を求めることができる。事業者が当該期間内に修復することができなかつた場合は、当企業団は事業契約を解除することができるものとする。詳細については本契約書において規定する。

6.2 その他の事由により事業の継続が困難となった場合

本契約に規定する事由ごとに、その責任の所在による改善等の対応方法に従う。

7. その他事業の実施に関し必要な事項

7.1 債務負担行為

本事業における予算措置は、債務負担行為を設定している。

7.2 本事業に係る情報の提供方法

本事業に係る情報の提供は、当企業団のホームページを通じて行うものとする。

7.3 実施方針の変更

実施方針は、公表後に事業者から受付けた質問及び意見等を踏まえ、入札公告までの間にその内容の変更を行うことがある。

変更の内容が重大で、その後の事業者選定スケジュール及び事業スケジュールに影響を及ぼすと考えられる場合には、変更後の内容及びスケジュールを公表するものとする。

7.4 入札の中止等

競争入札妨害又は談合行為の疑い、不正又は不誠意な行為等により入札を公正に執行できないと認められる場合、又は競争性を確保し得ないと認められる場合は、入札の執行延期、再入札公告又は入札の中止等の対処を図る場合がある。

7.5 落札者を選定しない場合

事業者の募集及び落札者の選定の過程において、応募者がいない等の理由により、本事業をDB方式で実施することが適当でないと判断された場合には、入札を中止することとし、その旨を速やかに公表する。

7.6 応募に当たっての費用の負担

応募に当たっての費用は、すべて応募者の負担とする。

7.7 提出書類への取扱い

(1) 著作権

応募者から提出された提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、当企業団は、本事業の公表及びその他必要と認める場合、落札者の提案書の一部又は全部を無償で使用することができる。

また、当企業団は、落札者選定結果の公表に必要な範囲で落札者以外の応募者の提案書の一部を無償で使用できるものとする。

(2) 提出書類の返却

選定されなかった応募者から提出された提案書は返却する。

(3) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法又は維持管理方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った応募者が負うものとする。

7.8 環境への配慮

事業提案に当たっては、次のとおり環境への配慮に留意するものとする。

- ア 省資源に配慮すること。
- イ 省エネルギーに配慮すること。
- ウ 地球温暖化ガスの排出抑制に配慮すること。
- エ 周辺的生活環境（交通安全等）に配慮すること。
- オ 周辺の景観に配慮すること。

7.9 本事業に係るアドバイザー

本事業に係る当企業団のアドバイザーは、以下のとおりである。

- ア 株式会社日水コン
- イ 鴻和法律事務所

7.10 本事業に関する問合せ先

春日那珂川水道企業団 企画財政課

所在地 〒816-0804 福岡県春日市原町2丁目30番地2

電話 092-571-8404

FAX 092-574-4960

電子メール kikakuzaisei-h@kasuga-nakagawa-suido.or.jp

様式1 実施方針に関する質問書

平成 年 月 日

実施方針に関する質問書

春日那珂川水道企業団企業長 川原 康義 殿

「東隈浄水場施設改良事業」の実施方針について、以下のとおり質問を提出します。

会社名	
所在地(住所)	
質問者氏名	
所属	
電話	
FAX	
電子メールアドレス	

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						内 容
			1 2 など	1.1 2.1 など	(1) (2) など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など	
例	応募者の入札参加資格要件	5	2	2.2	(2)	ア	(イ)	a	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									

様式2 実施方針に関する意見書

平成 年 月 日

実施方針に関する意見書

春日那珂川水道企業団企業長 川原 康義 殿

「東限浄水場施設改良事業」の実施方針について、以下のとおり意見を提出します。

会社名	
所在地(住所)	
質問者氏名	
所属	
電話	
FAX	
電子メールアドレス	

No.	意見項目 (タイトル)	頁	対応箇所						内 容
			1 2 など	1.1 2.1 など	(1) (2) など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など	
例	応募者の入札参加資格要件	5	2	2.2	(2)	ア	(イ)	a	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									

様式3 実施方針説明会・現地見学会 申込書

平成 年 月 日

実施方針説明会・現地見学会申込書

春日那珂川水道企業団企業長 川原 康義 殿

申込者 会 社 名 _____
所 在 地 _____
担当者氏名 _____
所 属 _____
連 絡 先 _____
電 話 _____
F A X _____
電子メールアドレス _____

「東限浄水場施設改良事業」に関する実施方針説明会及び現地見学会に以下のとおり申し込みます。

参加者氏名	所属部署	説明会	見学会

(参加箇所には○を付けて下さい)

※実施方針説明会・現地見学会ともに参加者は各社3名までとして下さい。